

西宮市水道100年史編さん等業務

仕様書

西宮市上下水道局

(目的)

第1条 大正12年(1923年)7月に通水を開始した西宮市の近代水道は、令和5年に給水100周年を迎えた。西宮市水道通水100周年に当たり、水道100年の歩みを資料、写真等で振り返り、将来の事業の遂行に資するとともに、市民や水道事業関係者等に向けて本市水道事業への理解を深めていただくことを目的とした100年史の発行のための編さん等を行う。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、西宮市(以下「甲」という。)が発注する本業務全般について適用する。

(業務範囲)

第3条 西宮市水道100年史の作成に当たり、受注者(以下「乙」という。)は、以下の業務を行う。

- (1) 100年史の編さん業務(執筆要綱の作成、企画構成・編集・要約・執筆、執筆要綱に基づく内容精査等の業務を含む。)
- (2) 印刷・製本・納品業務
- (3) 成果物の電子データ化業務(PDFデータの納品等)
- (4) 専門的知識、経験を有する者としての視点から、発注者への必要な支援、助言等
- (5) その他甲乙が協議して決定した事項
- (6) その他100年史等の編さんに当たり必要な業務

2 編さん業務等に当たっては、以下の点に留意して行うものとする。

- (1) 平成3年4月から令和6年3月までの事象等を記述の対象とし、当該期間における事象等については、別途甲が提供する資料に基づき執筆、編集し、詳述した内容とすること。ただし、甲が提供する資料以外に必要とする資料がある場合は、甲と協議するとともに、乙自らが資料の収集及び写真の撮影等を行い、必要な資料の収集を図ること。
- (2) 写真撮影は、空撮を1回(市内全景の空撮を含む。)、その他の撮影を30カット程度行うものとする。なお、空撮については、西宮市の南部・北部で分けて撮影することができるものとし、各地域の高低差等が分かるような写真とすること。
- (3) 記載内容、年号表記、漢字、数字及び計量単位等は、西宮市水道七十年史との継続性を考慮した編集とすること。
- (4) 創設から70周年までについては、当該期間について掲載した西宮市水道七十年史を再編さんし、記述の対象とすること。頁数については、20頁から30頁程度とすること。
- (5) 過去の本市水道事業の事業成果を歴史的に検討し、教訓を引き出し、未来への指針の資料となるよう構成すること。
- (6) 先人の歩み、業績を知ること、これからの職員の一助となる100年史とすること。
- (7) 本市水道事業の歴史的経過をまとめることで、社会及び市民からの水道に対する信頼感と親近感を高められるような100年史とすること。
- (8) 本市下水道事業についても、年表その他資料を編集し、簡潔に掲載すること。
- (9) 編集等
  - ア 文字データは、誤字脱字チェックのほか、である調等の文字を統一すること。
  - イ 執筆要綱に基づき、漢字、仮名遣い、送り仮名等の確認及び修正をすること。
  - ウ 年号、地名、人名、会社名、団体名等の固有名詞等において誤りが無いか確認すること。



第6条 支払方法は、業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いとする。

(貸与資料)

第7条 本業務に必要な資料は、甲から乙に貸与するものとし、乙は、当該資料が不要となったときは速やかに返却しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、個人情報の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いには十分留意し、漏洩、滅失、棄損、紛失及び改ざんの防止等個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第9条 本業務を通じて知り得た秘匿を要する事項を第三者に漏らしてはならない。また、資料及び成果品等を甲の許可なく、第三者に公表、貸与又は使用してはならない。

(成果物の帰属)

第10条 乙が甲に納入する全ての成果物については、原則として委託料の支払いが完了したときをもって甲に帰属する。

(著作権等)

第11条 成果物に発生した全ての著作権は、支払いの完了により乙から甲に移転する。甲は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信等、二次的な利用、三次的な利用その他それに伴う再編集についても可能なように対応すること。

2 乙は、契約の成果物について甲及び甲が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。

3 乙は、成果物に含まれるその他の各権利の権利処理を自らの責任と負担において行うものとする。

万が一、それら権利者と甲の間で法的紛争が生じた場合は、乙は甲に生じた一切の損害を賠償し、それに加えて当該紛争解決に要する費用を負担するものとする。

(疑義)

第12条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い、甲乙が協議し、円満に解決を図るものとする。